

平成 17 年 12 月 21 日

厚生労働省

農林水産省

安全性未審査のカナダ産遺伝子組換えナタネの栽培・流通について

カナダ国政府から、我が国で安全性未審査である遺伝子組換えナタネ(RT73 *B. rapa*)が、カナダ国内において栽培され、一部市場に流通していたとの連絡があったことから、カナダ国政府等から入手した関係情報を整理し、別紙のとおり Q&A としてまとめましたので、お知らせします。

RT73 *B. rapa* は、2004 年及び 2005 年に栽培され、2004 年産のものが市場に流通していました。2004 年の RT73 *B. rapa* の作付面積はカナダ国内のナタネ作付面積の 0.009%程度です。

厚生労働省及び農林水産省は、カナダ国政府に対し、生産された RT73 *B. rapa* が我が国に輸出されないよう措置を講じること、我が国において安全性の確認がされていない遺伝子組換えナタネなどが我が国に輸出されることのないよう再発防止策を講じることなどを要請しました。本日得られたカナダ国政府からの回答によると、2005 年に栽培された RT73 *B. rapa* については、カナダ及び米国内に流通を限定し、我が国に輸出されないよう措置を講じているとのことでした。

また、RT73 *B. rapa* は、1997 年にカナダ国政府が安全性について評価を実施し、食品及び飼料としての安全性に問題がないとの結論を得ており、仮に摂取したとしても安全性に問題はないと考えています。

なお、念のための措置として、RT73 *B. rapa* の検査方法ができ次第、RT73 *B. rapa* が混入しているかについて、輸入時に検査を行う予定です。

(別紙)

安全性未審査のカナダ産遺伝子組換えナタネの栽培・流通について

Q1. 遺伝子組換えナタネ RT73 *Brassica rapa*とはどのようなものですか。また、カナダではこれがどのように栽培され流通したのですか。

A1. *Brassica rapa* と *Brassica napus* は、ともにアブラナ科に属する近縁な種(しゅ)で、両者とも搾油用のものは一般にナタネと呼ばれています。

遺伝子組換えナタネ RT73 *Brassica rapa*(以下「RT73 *B. rapa*」という。)は、グリホサートという除草剤に耐性のある遺伝子組換えナタネ RT73 *Brassica napus*(以下「RT73 *B. napus*」という。)と、非遺伝子組換えの *Brassica rapa* から従来の育種法により育成されたものです。RT73 *B. napus* については既に我が国での食品及び飼料としての安全性審査が済んでいます。一方、RT73 *B. rapa* については、カナダでは安全性が確認されていますが、我が国では安全性は審査されていません。

カナダ国政府等から、この RT73 *B. rapa* が、2004 年及び 2005 年に少数の農家のわずかな面積で栽培され、2004 年に栽培されたナタネが市場に流通していたとの情報がありました。なお、2005 年に栽培された RT73 *B. rapa* については、カナダ国政府が我が国へは輸出されないよう措置を講じています。

Q2. RT73 *B. rapa* は食品や飼料として使用しても安全ですか。

A2. RT73 *B. rapa* について、カナダでは、1997 年にカナダ保健省食品局及びカナダ食品検査庁が開発者から提出された情報などをもとに安全性の評価を実施した結果、RT73 *B. napus* と同様に食品及び飼料としての安全性には問題がないとの結論を得ています。このため、仮に摂取したとしても、食品安全上の問題はないと考えています。

Q3. カナダ国政府ではどのような対応をとっていますか。

A3. カナダでは、RT73 *B. napus* 及び RT73 *B. rapa* の食品及び飼料としての安全性については問題がないとの結論が出ているため、カナダで栽培された RT73 *B. rapa* の流通を禁止する等の措置はとっていませんが、2005 年に栽培された

RT73 *B. rapa* 並びにこれから生産される油脂及び油かすの流通については、カナダ及び米国内に限定する措置をとっています。

なお、RT73 *B. rapa* のカナダにおける栽培用種子としての販売登録については、開発者が商業上の理由から、その抹消を 2003 年に届け出ています。

Q4. 日本に RT73 *B. rapa* は輸入されていますか。

A4. 日本に輸入されたかどうかについては確認されていませんが、カナダ国政府によれば、2004 年の RT73 *B. rapa* の作付面積は、カナダでのナタネ作付面積全体の 0.009%程度であり、仮に日本に輸入されていたとしてもごくわずかです。

Q5. 厚生労働省及び農林水産省では、これまでどのような対応をとり、今後どのような対応をとりますか。

A5. カナダ国政府の評価によれば食品及び飼料として安全上の問題はないとされていますが、我が国においては安全性未審査の遺伝子組換えナタネは食品衛生法及び飼料安全法により販売等が認められていません。

本年 8 月にカナダ国政府より RT73 *B. rapa* が栽培され、流通された可能性について情報提供を受けたため、厚生労働省及び農林水産省では本件に関して情報収集等を行い、11月9日には、在京カナダ国大使館に対して、RT73 *B. rapa* が我が国に輸出されないよう措置を講じること、我が国において安全性の確認がされていない遺伝子組換えナタネなどが我が国に輸出されることのないよう再発防止策を講じることなどの要請を行いました。カナダ国政府からは、2005 年に栽培された RT73 *B. rapa* の流通については、カナダ及び米国内に限定する措置をとるとの回答が得られています。

しかし、念のため、①カナダ国政府に対しては、我が国に輸出されるナタネに引き続き RT73 *B. rapa* が混入しないような措置をとるよう要請するとともに、② RT73 *B. rapa* に対する検査方法ができ次第、輸入時検査を行い、RT73 *B. rapa* が混入していることが判明した場合には、食品衛生法等に違反するものとして積戻し等の措置を行います。

(参考)

食品として輸入届出があったナタネの輸入実績

(平成16年次の速報値)

品目名	生産国	届出件数 (件)	届出重量(kg)
ナタネ(遺伝子組換えでない)	オーストラリア	67	479,195,576
	カナダ	16	23,103,426
	中華人民共和国	1	186,320
	小計	84	502,485,322
ナタネ (遺伝子組換え不分別)	カナダ	34	1,714,994,746
	オーストラリア	38	172,131,516
	小計	72	1,887,126,262
総計		156	2,389,611,584

品目名・数値は輸入食品監視支援システム(FAINS)の検索結果による。

遺伝子組換え食品一般の Q&A

<http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/qa/qa.html>